

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第43回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成28年3月9日（水）15：30～16：35

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）石田一宏，今中 亘，武井康年，田邊 誠（委員長），宮崎英一

（敬称略。五十音順）

（庶務）茂原広島高裁総務課長，坂東広島高裁総務課課長補佐

（説明者）守下広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成28年下半期（10月から翌1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

新任委員として宮崎委員が紹介された。

(2) 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として宮崎委員が指名された。

(3) 経過の報告等

ア 庶務から，前回の第42回広島地域委員会以降の経過として，平成28年上半年期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，当地域

委員会に寄せられた情報を取りまとめて平成27年11月11日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告したこと、平成27年12月4日（金）の第71回及び同月21日（月）の第72回の各中央委員会の審議結果の内容等が報告された。また、前回の当地域委員会において、問題があるとされた定型書式を提出した弁護士が所属する弁護士会に対し、当委員会の庶務（広島高裁事務局）から、作成の有無について事実確認をした上、作成の事実があった場合には、このような定型書式は、積極、消極を問わず具体的な情報を集めるという制度趣旨に反するもので、相当ではない旨の申入れを行うとされたことに基づき、平成28年1月12日（火）、同庶務から、当該弁護士会に事実確認を行ったところ、同弁護士会の裁判官選考検討委員会が作成し、同弁護士会所属の全弁護士に配布した旨の回答があったので、上記のと通りの申入れを行ったことについても、併せて報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(4) 審議

平成28年下半期（10月から翌1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

ア 当地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、平成28年5月20日（金）を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書の内容については、弁護士会宛てのものについて、留意事項として、中央委員会から、同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執るよう要請があった旨の文言を付加することとなった。

なお、留意事項に係る上記の文言を付加することについて検討する過程で、

「中央委員会からの通知には「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点」とあるが，情報の収集によって「裁判官の独立に対する影響」が生ずる場合とは，具体的にどのような場合を意味するのかが分かりにくい。」との意見が出たことを契機として，大要，以下のような意見交換がなされた。

- ・ 検察庁や弁護士会が組織として情報の取りまとめをすると，そのこと自体が裁判官の職権行使に対するプレッシャーとなる。
- ・ 当該裁判官に対する評価が弁護士会内部で共有され，それが裁判官にも伝われば，検察庁や弁護士会で自分の情報が共有されていると考え，萎縮してしまうという懸念もある。
- ・ 裁判官に関する情報を収集するという制度ができた意義やこの制度を根付かせ，生かしていくことを前提にすれば，多くの意見が出るような工夫も必要である。
- ・ 組織としての情報の取りまとめはそもそもダメだとして，個人として出すという前提で，意見を出しやすくするために，ある程度の項目を提示するといった書式くらいは許容されるのではないか。
- ・ 「裁判官の職権の独立に対する影響」について具体的な表現にしてほしいと中央委員会に申入れをしてもらうことはできるか。「裁判官の職権の独立に対する影響」の含意や趣旨を中央委員会に確認してもらいたいという意見があったことを議事録に残してほしい。

ウ 情報提供（情報受付の周知）の依頼に際して，各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する，広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には，庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し，各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を執り，寄せられた情報について，早急に検討を要する事項がある場合は，

委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

(5) 今後の予定等

次回期日は、平成28年6月2日（木）午後1時10分とされた。

(以上)